

遺言書作成の注意事項チェックリスト

チェック	該当項目	説明
<input type="checkbox"/>	相続人の遺留分を侵害していないか	<p>遺留分とは、特定の相続人が最低限相続できる権利のことです。</p> <p>これを無視した遺言書は、遺贈を受けた人と遺留分を持つ相続人との間や、相続人同士においてもトラブルになり、遺留分侵害額請求がされる可能性があります。</p> <p>こんなことになってしまわないために、相続人の遺留分を侵害しない遺言書を作成しましょう。</p>
<input type="checkbox"/>	夫婦共に遺言書を作成したか	<p>夫婦のどちらか一方が亡くなった後に、その相続について悩まれるケースが多いですが、万が一に備えて、夫婦共に遺言書作成を検討することが望ましいです。</p>

遺言書作成の注意事項チェックリスト

チェック	該当項目	説明
<input type="checkbox"/>	財産調査を行い、遺産総額をはっきりさせたか	<p>遺言書は故人の財産を相続させるための意思表示の手段となりますから、 財産内容と総額について正しく把握しておく必要があります。 自分が所持している全ての財産を、漏れなく管理把握した上で、遺言書を作成するようにしましょう。</p>
<input type="checkbox"/>	法定相続人が誰か予め確認したか	<p>法定相続人とは、相続が発生した場合に相続人になる人のことです。 遺言書作成時は、誰が法定相続人なのか、法定相続分はどれほどかを認識した上で、作成するようにしましょう。 ここをはっきりさせずに遺言書を書いてしまうと、漏れが生じる可能性があります。 また、法定相続人でない方に遺贈する場合や、法定相続分とは異なる分割方法を記載した場合、法定相続分の権利を相続人が主張する可能性があります。</p>

遺言書作成の注意事項チェックリスト

チェック	該当項目	説明
□	遺言執行者を指定したか	<p>「遺言執行者」とは、遺言内容を実現するための権利(義務)を与えられた人のことを言います。</p> <p>遺言自体に指定がなくとも、事後に選任することはできますが、遺言内容をすばやく実現するためにも、遺言において遺言執行者を指定しておくことをお勧めします。</p>
□	家族のことを考え、想いを整理し、付言に残したか	<p>じっくりと時間をかけて、「どう相続してもらいたいのか」について考えをまとめておきましょう。</p> <p>しっかりと気持ちが固まり、遺言内容が決まったら、それを「付言(ふげん)」として、文章にして残すようにしましょう。</p>